

農政商工観光委員会会議録

日時 平成23年3月9日(水) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後2時28分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 英機
副委員長 進藤 純世
委員 土屋 直 清水 武則 高野 剛 浅川 力三
森屋 宏 土橋 亨

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

農政部長 松村 孝典 農政部次長 吉澤 公博 農政部技監 西島 隆
農政部技監 加藤 啓 農政総務課長 野中 進 農村振興課長 山本 重高
果樹食品流通課長 樋川 宗雄 農産物販売戦略室長 河野 侯光
畜産課長 白砂 勇 花き農水産課長 西野 孝 農業技術課長 齋藤 辰哉
担い手対策室長 大島 孝 耕地課長 有賀 善太郎

公営企業管理者 小林 勝己 企業局長 西山 学
企業局次長(総務課長事務取扱) 山下 正人 電気課長 石原 茂

議題 第16号 平成23年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第2条債務負担行為中農政商工観光委員会関係のもの(農政部関係のものに限る)
第21号 平成23年度山梨県農業改良資金特別会計予算
第29号 平成23年度山梨県営電気事業会計予算
第30号 平成23年度山梨県営温泉事業会計予算
第31号 平成23年度山梨県営地域振興事業会計予算
第34号 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件
請願第22-10号 TPPの参加に反対することについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願については、採否留保すべきものと決定した。

審査の概要 3月8日に引き続き、午前10時4分から午後1時43分まで(その間、午後0時19分から午後1時33分まで休憩をはさんだ)農政部関係、休憩をはさみ午後2時2分から午後2時28分まで企業局関係の審査を行った。

主な質疑等 農政部関係

※第16号 平成23年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第2条債務負担行為中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

(耕作放棄地再生活用促進事業費について)

土屋委員

骨格予算ですから、各課に聞きたいんですが、押しなべて緊急雇用の取り組みがされていると。いつにもないような予算の組み立て方ではないかと思いますが、緊急雇用で失業している人たちを、こういう農業の面で採用した場合に、緊急ですから短い間だと思うんです。ずーっと永久に仕事が続いて続くのかどうか、ちょっと心配になるんです。

そこで農村振興課長に聞きたいんですが、耕作放棄地の解消をするためにマル臨で緊急雇用の取り組みをされるということですが、ご案内のように山梨県は日本一と言われるぐらい耕作放棄地が広い面積で放置されているという状況で、この取り組みは非常によろしい取り組みではないかと思っているわけでありまして、具体的には例えば耕作放棄地の景観保全事業として1億4,000万円を予算化したと、具体的には何をどうするのか。あるいは、耕作放棄地の情報を提供してもらうのに、緊急雇用で1,200万円も使っている。もう一つは、耕作放棄地を活用した企業が農業へ参入するために、緊急雇用で5,700万円予算化したということですが、もう少し具体的にこの3つの事業の内容、何人ぐらい採用するのか、その採用された職員がどの程度続けて勤務できるのかどうか。この予算を使い切ってしまったら「あなたはもう要りませんよ」というのか、どのような雇用状況なのか、その辺もあわせて、時期を得た取り組みだと思うんですけれども、内容を教えてもらいたい。

山本農村振興課長 土屋委員の御質問でございますけれども、農5ページの耕作放棄地に関連する緊急雇用対策ということでございますが、まず一番上の景観保全事業でございます。これは先ほども若干説明しましたが、建設業者等に委託をいたしまして、耕作放棄地の解消をし、一部、営農再開をされていないようなところがありましては、景観作物等の作つけを集落で行っていただくということと、あるいは、営農再開をするという形で活用していただくということで行っていきたい。失業者の雇用の人数でございますけれども、23年度は65人で80日ということで延べ5,200人という予定をしております。

それから、次の耕作放棄地情報利活用促進事業費でございますけれども、これにつきましては農地の情報を一元的に管理していくことが非常に重要ということから、平成20年度に実施しました耕作放棄地の全体調査の中で、緑・黄色・赤というような形で振り分けたものがございますが、そのものについてフォローアップをする段階で、それをデータベースに格納するというような形で3名を予定しております、延べでいきますと585人という形で取り組んでいきたいと思っております。

それから、一番下段、4番の耕作放棄地を活用した企業の農業参入推進事業は、本年度も実施をさせていただいたわけでございますけれども、来年度は内容といたしましては、企業が農業参入をする場合においては、やはりある程度一団の農地が必要ということで、この事業は耕作放棄地ある

いはその周辺にある耕作されている農地等を、一体的に一団の農地として公社が中心となって利用権の設定を行い、企業に提供するというような取り組みでございます。今回の緊急雇用での失業者の採用は25名を予定しております。延べでいきますと2,250名というような形で取り組んでいきたいということでございます。

最後に、この就業者たちが今後どうするかというところでございますけれども、緊急雇用の事業は一昨年から始まって23年度が事業的には最終という形で、本年度はまだわかりませんが、21年度の失業で今回雇用した方が就業されているというところの情報はこちらとつかんでございません。いずれにしても、こういう機会を通じて就業していただければと考えてございます。

土屋委員 いい取り組みだと私は冒頭申し上げたわけですがけれども、やはり家で遊んでいて朝から晩まで収入がなくて、違うところで余暇を過ごすということは経費もかかるので、今、説明をいただいたように80日とかの期間、単価は幾らくれるんですか。単価というか日当といいましょうか、月給といいましょうか、一日当たりの単価のほうがわかりやすいかな。

山本農村振興課長 一番上の景観保全事業でいきますと、1万500円になってございます。

土屋委員 情報利活用促進事業も1万500円、それから、企業の農業参入推進事業も1万500円という理解でいいですか。

山本農村振興課長 基本的にはそうでございますが、2番目の情報利活用促進事業につきましては、データを格納するというような形の中で、3名のうち通常作業の方2名は1万円でございますが、全体を統括する人1名につきましては2万300円という形で考えてございます。

土屋委員 企業のほうは？

山本農村振興課長 企業の農業参入のほうは、先ほどの景観保全と同じ1万500円ということと考えてございます。

土屋委員 そうしますと、もう既に耕作放棄地の確認がされていて、このようなきめ細かな人数と日数あるいは単価が示されるということは、23年度の景観保全の事業箇所が決まっているという理解でいいのか、あるいは、2つ目の利活用促進事業についても、もうやる場所が決まっているんだと、この3つとも場所は決まっているという理解でいいですか。

山本農村振興課長 一番上の景観保全でございますが、基本的には地域の方々から解消の依頼というか、申し込みをしていただいて、適正であればそれに応じて支出していくという形で、県下全域で実施をしていくということで、具体的に何の何番地というところまで決まってはございませんけれども、23年度で30ヘクタール程度の耕作放棄地を解消してまいりたいと考えてございます。

それから、1つ飛ばしまして一番下の企業の農業参入推進事業ですが、これは先ほども申しましたが、一団の農地が必要ということで、その候補地については幾つか選定し、既に推進を進めているところでござい

ますが、すべてが固まってはございませんが、23年度で11ヘクタール程度を整備し提供していきたいと考えてございます。

戻りまして、3番目の耕作放棄地情報利活用促進事業費でございますけれども、これは既に過去に実施した実態調査でいきますと、耕作放棄地が県内で2万4,000戸の中で約1万9,000筆ございましたので、この1万9,000筆に対して当然解消したものの、また発生したものの等を含めて、この実態をこの事業を用いてデータベースの中に格納していきたいと考えてございます。

土屋委員

よい取り組みではないかと、私、何回も言っているんですけども、景観保全という面からいきますと、全県下の地域にそれなりにあるわけです。一反歩とか二反歩とか。そのためにその近隣へ非常に御迷惑といたしましょうか、雑草が1メートル50も2メートルも生えていて、それにまた花が咲いて実がなりますから、周辺へ非常に迷惑をかけているわけです。県がこういう取り組みをするということはいいことですが、こういう取り組みをやるといって全県下に知らせると、一斉にこどもやってくれ、あそこもやってくれということになりますと、この予算ではとてもやり切れない。

しかも耕作放棄地が一斉に発生したのはいいんですけども、もう10年も20年も前に耕作放棄地になった場所と、つい近年にわかに耕作放棄をしなければならないような家庭の事情というので、みんな内容が違うんです。これを耕して作物がつかれるようにするということになりますと、課長さん方は御存じのように容易ではないと。3年も4年もかからないと作物の植えつけはできないということにもなるので、私は他の会議でも何回も申し上げているんですけども、全面調査がもうされているし、年々これはふえる可能性があるわけです。

そんなことで、やはり計画的にそういう耕作放棄地をちゃんと整地して、耕作ができるような取り組みを年次計画でやっていく、あるいは、市町村別にやっていく。それから、私は本会議でも申し上げたんですけども、企業が農業へ参入しようという意欲が非常に旺盛な業界もあるんです。そんなことで、もう少し予算もたくさん盛って、業界ということになりますとある程度の重機や従業員も確保していようかと思うので、そういう広範囲な場所、飛び飛びではなく、広範囲な場所の企業参入についてはぜひ早急に、日本一の耕作放棄地がある山梨県なんて言われぬように、やはり企業参入を推しはかるべきではないかと。企業側にもお願いしたり、また、そういうような予算については公費で見るといような取り組みが、極めて大事ではないかと思うんです。

そんなことで、各市町村から早急にそういうようなデータを、きちんと課長のところで掌握できるようにして景観保全すること。しかもそれにはこういうところがこのくらいまとまっているところと、飛び飛びのところがありますからね。飛び飛びは厄介なんですよ。飛び飛びはどうしますか。景観対策上という項目があるので、飛び飛びのところもやってくれるのかどうなのか。逆にせつかく開墾といたしましょうか、作物がつかれるようにしたところが、またその作物がつかれないことになると、それ以降また開墾しなければならないと、こういうイタチごっこになる可能性もあるので、そこら辺をやはり系統立てて、きちんとこの3つの取り組みを行っていくこと。これは非常にいい取り組みだと思うんですけども、計画的に市町村別にやるということですから、膨大なお金がかかると思うん

です。

何回も言うように、せっかく開墾してもつくり手がいないのでは始まらないので、県外から山梨県へ来て、1坪農園ではありませんけれども、老夫婦が野菜づくりをしたり花づくりをしたり、私はもう5月から無職になりますから、花づくりでもやろうかと思っているんですけども、そういう希望を募る。そういう希望者にはある程度の指導もしてあげないと、私にいきなり花をつくれといっても花のことはわからないので、そういう意味でやはり予算配分というか、ある程度しなければいけないので、今後の取り組みとしては私が先ほどから触れているように、やはり系統立ててちゃんとやっていく。そういう用意があるかどうか、いや、私はやるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

山本農村振興課長 土屋委員の御質問は耕作放棄地が非常に多いということで、いろんな面で取り組みを系統立てて行っていく必要があるというような御質問かと思えます。今回の課別説明書に載せさせていただいた耕作放棄地の緊急雇用対策につきましては、先ほど申したような形ですけども、これ以外に当然農業をしたいという方々も非常に多くなってきているということで、県の予算ではなく国の補助制度の中に、直接地域の耕作放棄地対策協議会に支援する耕作放棄地再生利用緊急対策交付金みたいなものがございまして、これらの活用でありますとか、基本的に、今、既に市民農園等も出てきているところもたくさんございまして、そういうところでまず農業に親しんでいただいた中で、それから就農に発展するというような形でありますとか、そのような既存の耕作放棄地の対策事業等を有効に活用していきながら、耕作放棄地の解消とあわせて企業の農業参入を促進するというのを計画的に行っていきたいと考えております。

土屋委員 課長の答弁でおおむね理解はするんですけども、何回も申し上げているように、企業参入をするような耕作放棄地への取り組みと、一般消費者が耕作放棄地をちゃんと耕作できるような、例えば団地にお住まいされている方々でも、その土地を活用しながら野菜づくりでも花づくりでもできるという、その2面性があるので、そういうこともよく市町村に命令して、全部、県・国がそういうような対応ができるような取り組みを早急にやってもらいたいと、これを私はお願いして終わりたいと思います。

(山梨まんなか市場設置運営事業費について)

次に樋川課長にお伺いしたいんですけども、12ページ、山梨まんなか市場開設ということになりますと、山梨県の真ん中ということになると甲府市になるので、恐らく緊急雇用の、これも先ほど申し上げたように、何か道の駅がああいうような真ん中のところへ開設されて、多くの観光客や一般県民が直売所の値段で買っていくというような理解でいいのか、1,700万円の予算ではちょっと難しいのかなと思っているんですが、ここはどこをどんなふうな取り組みで、どうなのか教えてもらいたいと思います。

樋川果樹食品流通課長 この山梨まんなか市場でございますけれども、昨年からはじめさせていただいておまして、委員おっしゃるような大規模なものではなくて、4人の方が運営をしておまして、非常に小規模のものでございます。中心市街地の場所ということで、甲府の春日モールのところですけども、

狭い店舗でございますが、県内の農産物をそちらへ持ってきまして、生鮮の農産物、それから、加工品、あわせましてPRをさせていただいているということでございます。

土屋委員

これは銀座三丁目に出た天野電機の跡のところですね。物すごく評判がいいんですね、午前中に売れてしまうという。ただ、利用者が買いに行くにはあの場所もいいんですけども、何か所もつくらないと、ココリのように何百世帯も入居している人たちが買いに行くと、なかなか足がかかるということで、真ん中を東西南北ぐらいに分けて、伊勢のほうにもつくる、あるいは、貢川のほうへもつくる、あるいは甲府の駅前にもつくってあげないと、割かし今の銀座の評判のよいところは年寄りの方が午前中行かれるんです。だから、あの周辺ばかりなんです。そんなことを考えて私はいい制度ではないかと。しかも緊急雇用で4名、雇用者が4名ということですか。先ほど言った1万5000円の日当の人を緊急雇用で採用してここで使うのか、この1,700万円の使途について教えてくださいませんか。

樋川果樹食品流通課長

緊急雇用のほうのこの事業費につきましては、1,700万円のうちの半分以上は人件費で、それ以外に店舗の借り上げですとか、軽トラのリースとか、そういったものを合わせまして1,700万円ということなんです。4人につきましては店長1人と、それ以外の販売のレジの方とか、そういった者を合わせて4人という形で運営しているものでございます。

土屋委員

そうしますと、私もその場所を知っているんですけども、あそこにいる職員の日当は全部この1,700万円で補てんしていると。しかもあそこにかかる経費は全部農政部で見てあげているんだと。もし売り上げによる利益が出れば、それは本人のところへ入ると。県へ入るのではなくて、経営者のところへ入るということでいいですか。

樋川果樹食品流通課長

まんなか市場の運営の経費につきましては、この中で全部賄っているという形になります。それから、売り上げということですけども、売り上げが出た場合には、またいろんな店舗のPRですとか、そういったものに活用するという方法もありますし、それでも残ってしまう場合には、この緊急雇用事業の性質上、お返しするといえますか、そういった形にもなるということになっています。

土屋委員

樋川課長、この1個だけ今言った公費補助をしてあげるということになると、ほかにもいっぱい道の駅がありますよね。うま過ぎるんじゃないかと、おれたちのほうへも補助してくれと。山梨県といえば豊富の道の駅はかなり有名ですよ。そう来た場合にはこういう予算を振り向けると、新たに盛るということで、ここだけに傾斜して公費を補てんするということは、今度は逆の立場でいくと余りうまくないですね。ほかの道の駅の人だって、おれたちも一生懸命農産物を売っているのに、1カ所だけやっておれたちにはくれないのかと。税の公平さからいっても、やはりみんなに配分してあげたらどうですか。全部道の駅へそういう助成をするということに文句を言う人はいないと思います。

そして地産地消を推し進めるんだという観点からいけば、銀座のところはまさしく午前中みんな売れてしまうと。そうすると、魚屋さんなんかみんな売れてしまうと言っているんです。だから、次から次へそういうよ

うな店舗が出て、しかも山梨県の農産物の地産地消という見地からいけば、私はこの助成はいい制度だと思うんですけども、ほかにもしてあげないところだけ傾くことになると、ちょっと税を使うという観点からするといかがなものかと。私はほかへもやってやるべきだと思うんですが、いかがですか。

樋川果樹食品流通課長 このまんなか市場の事業につきましては、今までにない形の直売所、それから、PRという形になっておりまして、モデル的にこういったことでやったらいいかということのモデルづくりという形でやっているものがございます。それ以外の直売所の関係についてでございますけれども、実はふるさと雇用の事業を使いまして、各直売所に販売促進員を設置いたしまして、その販売促進員の方たちが、やはり各直売所で県産農産物のPRや、販売イベントをやったりとか、そういった事業も並行してやっているという状況でございます。

土屋委員 大局的に見て本県も日本全国もそうですけれども、少子高齢化ということで、高齢者の方々でお二人でマンションに入居される方が今非常に多いです。そういう人たちは、歩いて買い物に行くんです。だから、真ん中のあそこは大成功なんですけれども、同じ甲府市には小学校が31あるんですけれども、東西南北ぐらいに分けて、真ん中につくったら今度は南にもつくりましょう、1,700万円補助してあげますと。今言ったようにいろいろ店舗の改装から人件費も県で見ますと。そうすれば、開設者が出ますね。東西南北でやる用意はありますか。

樋川果樹食品流通課長 今のところ各所できめ細かくやるということは考えておりませんが、こういったまんなか市場のようなモデルを参考にさせていただきながら、それぞれのところで工夫してやっていくような取り組みが出てきましたら、またその辺の支援等につきまして、金銭的な支援あるいは技術的な支援とございますけれども、そういった支援は考えていきたいと思えます。

土屋委員 毎年、毎年1,700万円のまんなか市場への助成ですか、これは時限で1年限りですか。それを聞いていないので。

樋川果樹食品流通課長 緊急雇用制度というのが先ほどの農業振興課の事業でもございましたように、23年度までということになっておりまして、このまんなか市場につきましては22年度と23年度、22年度の状況を見まして23年度も予算をお願いするということでございます。それで終わりと考えております。

土屋委員 だから、時限ということですね。限られた予算を数千万円助成して、それが非常に成功しているわけですから、私の要望としては甲府の場合、東西南北、でき得れば6カ所ぐらい、こういうようなまんなか市場のモデルケースが成功したので、成功事例を生かして甲府市内のそういう団地の周辺へ、まんなか市場を1つのサンプルとして設置していただくように要望していきたいと思えます。以上で私は終わります。

(就農促進総合支援事業費、農業協力隊推進事業費について)

浅川委員 簡単に質問しますから簡単にお答えしてください。まず担い手対策室からお願いします。先般の知事の答弁でも、30年ぶりに新規就農者が100人を超えたなんていうことで、本当に担い手対策室をつくってヒットしたのかなとも思っております。それで二十何年とかいう、今後の数値目標を農業ルネサンス大綱でつくったようですが、北杜市でどの程度就農したかを教えてください。

大島担い手対策室長 北杜市の新規就農者につきましては16名で、笛吹市に次いで2番目となっております。

浅川委員 その数値目標ですが、今後200名とか何とかいうようなのが出ていたんですが、その辺はどの程度の数値ですか。

大島担い手対策室長 4年後の目標としまして倍増という形で、21年度が100名になっておりますので、200名という形で4年後の目標を出しております。

浅川委員 多分、関連するんだろうと思いますが、農業協力隊という形で2年続けるんですか、これはもうぼちぼち卒業ですよ。卒業でこの方たちがどの程度就農する予定になっているのか、わかったら教えてください。

大島担い手対策室長 現在40名の方が隊員としてそれぞれの地域で、それぞれの支援機関のもとで、就農に向けて研修をしております。2年前に始めまして既に6名の方が県内で就農あるいは就業をされておまして、徐々にではありますが実績が出てきております。本事業につきましては国の事業ですので、来年の3月をもって終了となっております。今後40名につきましては、農地の確保とか、技術の問題等につきまして力を入れていきたいと思っております。国の事業ですのでまだ継続するか等はわかっておりませんが、国の対応を見ながら検討していきたいと思っております。

浅川委員 去年からアグリマスターという、果樹地帯にも何人かそういう制度で、これは今後どういうふうにつなげていくのか、この方たちも就農につながっていくのか、その辺のめどが出ているのであれば、教えていただきたい。

大島担い手対策室長 就農希望者の研修制度といたしまして、委員からお話がありましたとおり、農業協力隊と就農定着支援制度の2本柱で現在行っております。就農定着支援制度につきましては、県内の農家の子弟を中心に実践的な技術を学んでいただくという形で、今年度から実施しておまして、現在22名の方が研修されておまして、すべての方が4月から就農という形で現在研修を受けております。

浅川委員 先ほど新規就農者が北杜市で16人で、県内で2番目と言ったんですけれども、農業でどんな業種に、例えば野菜をつくっているとか、果樹だとか、その辺の分類がわかったらそこだけ教えてください。

大島担い手対策室長 16名のうち15名が野菜で、そのうち10名が有機栽培となっております。

浅川委員 県内全体では、笛吹市がトップだと言ったけれども、そちらはわからな

いですか。

大島担い手対策室長 県全体につきましては果樹が41名、野菜が34名、水稻が7名、複合としまして2種類以上の作物をやっている方が18名となっております。

(耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業費について)

浅川委員 では、次に耕作放棄地は耕地課ですか、耕作放棄地についてお聞きしたいと思います。先ほど来、山梨県が日本で1番だと。実は長崎県ですけども、実質、山梨県で、その中で北杜市が1番ということで大変腐心しているわけでありますが、企業参入第1号ということで3町歩のヴィンテージファームが昨年ブドウを植えて、その後、笹場地区16町歩ですか、この進捗状況と取り組みについて説明をしてください。

有賀耕地課長 笹場地区の耕作放棄地の解消と企業の参入の進捗状況でございますけれども、現在、耕作放棄地の解消をしております。今後の予定でございますけれども、参入する企業の条件整備ということで、基盤の整備を引き続きやってまいりたいと考えております。

浅川委員 私が聞いたところによると、ことし2町歩だか3町歩ぐらいテイモを植えるなんていう話も聞いているんですけども、そんなことももしわかったら教えてください。

有賀耕地課長 今年度、試験的に栽培をすると伺っておりますので、企業が参入できるような条件整備として、今回、議会にも補正予算をお願いしておりますが、排水路の整備とか、なるべくお金のかからないような形での畦畔をとって、使いやすくするというような形で整備をしてみたいと考えております。あわせて、あそこはやはり鳥獣の被害が深刻なところでございますので、鳥獣害対策についても事業の中でやってまいりたいと考えております。

浅川委員 こちらを見ると、何かことしまた白州地区あたりの耕作放棄地の粗造成というんですか、手がけるような部分があるようですが、その辺わかったら説明してください。

有賀耕地課長 本年度につきましては、農46ページにございますけれども、先ほど説明をさせていただきましたが、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業というのがございます。北杜市の白州地区ほか1地区と書いてございますが、この白州地区の中で耕作放棄地を解消しながら、そこに新たに担い手として参入される方が参入できるような基盤整備をしてみたいと考えております。

浅川委員 今、耕作放棄地対策ということで、私が聞いているだけでも、例えば某フィルム会社がやりたいとか、某食材会社が夏取り野菜をつくりたいとか、いろんな情報があるわけでありますが、そうした中でやはり耕作放棄された現状を見せるより、ある程度団地化した、粗造成でも造成をした現状をちょっとお見せして、できるような対応をしたほうがいいと思いますが、その辺はどうですか、今後予定の中に入っていますか。

有賀耕地課長 耕作放棄地を購入しまして、新たに担い手を募っていくことは、そこにタイムラグが生じるということがございます。もう一つは、いつでも担い手が受け入れられるような、先に圃場を確保しながら担い手を引き受けるやり方と、担い手の意向を受けながらオーダーメイドで整備するという手法、二通りございますので、その辺は合わせながら耕作放棄地の解消につなげていきたいと考えております。

(耕作放棄地情報利活用促進事業費について)

浅川委員 たしか農業ルネサンス大綱では、5年ぐらいをめぐりに耕作放棄地をゼロというような認識を持っていたんですが、その辺の対応はここには載っていませんでしたか。

山本農村振興課長 ルネサンス大綱の中では、耕作放棄地率が2005年の農林業センサスにおいて14.7%でございましたが、28年で6.2%まで引き下げるという目標になってございます。

浅川委員 先ほど土屋委員が言われたようにやはりある程度、ちょっとできているという言い方をしていますけれども、データベース化して色がこんなついたマップがありましたよね。あの辺のデータベース化というのはかなり進んでいるんですか。

山本農村振興課長 データベース化の話でございますけれども、既に県土連が構築しております水土里情報システムというものがございまして、これには当然農地の筆であるとか、区画図などの基礎データも既に載っておりますが、それとあわせて耕作放棄地の状況であるとか、農振の状況など付加情報についても既に整備されております。明年度は先ほど土屋委員からも御質問がありました、緊急雇用対策の情報利活用の事業を活用しまして、それらに農家の意向情報であるとか、耕作放棄地のフォローアップ、更新であるとか、その辺のものをこのデータベースに反映して、農地情報のデータベース化を構築する中で、耕作放棄地の解消や企業の農業参入に活用をしていきたいと考えております。

(企業の農業展開支援対策費について)

浅川委員 今、非常にいい答弁もいただいたわけでありますが、県も企業立地、企業立地なんていって産業立地室なんてつくって、積極的に売り込みをしていたわけでありますが、今、まさに私が思うには、この山梨県を変えるのは農業を中心にした伸びなんじゃないかと思っております。そうした中で、せっかく担い手対策室をつくったわけですから、大島室長を中心に今どんなところと、名前までは出さなくていいですが、今までの実績とこれからの予定される企業ですね、大型の企業でなければ、多分、団地化した耕作放棄地を解消することはできないと思います。取り組んでいる現状を、公表できる部分だけ公表してください。

大島担い手対策室長 企業の農業参入につきましては、21年度から専任のスタッフを2名配置していただきまして、取り組みを積極的に進めてきているところであります。ルネサンス大綱の中で39の目標を持っておりましてけれども、23年2月現在、49の企業が県内に参入しております。どの企業も技術

の支援と農地の確保を非常に重要にしております、農地をどこに持っていかという形で、現在、私どもと農地の関係各課の農村振興課、耕地課とも協力しながら、企業に対して支援をしているところであります。

(山梨の新農産物加工品開発推進事業費について)

浅川委員

では、次は6次産品ですか、加工だからちょっと担当がわかりませんが、やはり農業を積極的にやるには大規模でも小規模でももうからなければいけないと思う。そうした中で県は農大の名誉教授の小泉武夫先生をアドバイザーに迎えて、私も2回ほど講演を聞きましたけれども、この先生をさらにもう1年使うということで、この先生の何らかの形の成果というか、先生の取り組んだ成果物みたいなものがありましたら教えてください。

齋藤農業技術課長

小泉武夫東京農業大学名誉教授でございますけれども、既に北海道の特産品開発ですとか、沖縄のもろみ酢の開発ですとか、全国各地の特産品開発のアドバイザー的な取り組みをいたしております、それなりの実績をお上げになっているということで、今回、私どもの農政アドバイザーとしてお願いをいたしたところでございます。9月補正で御了解いただきまして、県下で12月と2月に農と食のコラボレーション講座ということで、農産物の付加価値を上げるための意識醸成といいますか、そんなような含みを込めて講座を開催したり、実際に今年度では地域の皆さん方が開発している特産品等を持ち寄っていただいて、簡単なアドバイスの機会でしたけれども、アドバイスをいただける機会も2回ほど設定していただいて、地域の人たちには大変好評をいただいたという実績でございます。

浅川委員

まだ結果としては出ていないんですね。あの先生、たしか都留のニジマスを褒めていましたよね。こんなうまいものはないなんていう話も聞いたことがあるんですが、そういう中で私は特に地元である明野のあけの金時を、大した面積ではないんですが、やはりブランド化していかなければいけないと思って、いろいろ応援もさせていただいたり、口もきかせていただいているんです。

実は1月に会派の研修で金沢のほうへ行ったら、金沢の近くで会社の名前をちょっと私は忘れたんですが、農商工連携の流れの中で金沢で成功していたのは、お百姓さんと加工業者と売り手、そこはセブンイレブンだか何とかマートというような地元のそういうコンビニです。その3者で商品づくりをして、地産地消だといってそこから外へは出さないで、自分たちで価格を決めて売っているという施設を視察させていただきました。それは自分たちで値段もつけられるし、特に規格外のものを加工してそういうふうにするという、ちょっと工場の名前は忘れたんですが、たまたまそこへ行ったらあけの金時の研究もしているという話を聞いて、本当に心を打たれました。その辺についてこれは何課ですか、ちょっと私わからないんですが、6次産品化ということでかなり皆さん力を入れていると思いますが、今、こちらから打っていくものでもないでしょうから、地元というか、生産者からの流れの中で特に山梨県の特産品として、ブランド化しようという品目が何かありますか。

齋藤農業技術課長

それぞれ農家の皆さん方、食品加工業者の皆さん方が加工している特産品といいますか、そういうものは数多くあるのではないかと考えています。そうはいつても、今回、私どもが取り組む新しい農産物の加工品開発につ

いては、これから従前あるものをベースにしていきながら、それ以上に付加価値をつけられるような形のものを模索していきたいというのと、もう一つはやはり本県の特産品であります果物とか、そういうものをベースにしていきながら、全国に打って出られるような特産品開発について取り組みをしてまいりたいと思っているのが、1つ、山梨の逸品づくりというふうな取り組みでやっています。ですから、現在ベースにあるのは幾つかあるかという話ではございませんけれども、そういうふうなものを幾つか試行といいますか、試作をしていきながら特産品づくりを進めてまいりたいと。

もう1点は、やはり委員がおっしゃられたように、あけの金時みたいな部分で規格外みたいなものを加工して、付加価値を向上していくというふうなことにつきましては、やはり山梨の逸品とあわせて私たちの一品づくりということで、地域特産物の加工品開発についても、小泉先生のアドバイスをいただきながら新製品の開発ですとか、販路の拡大等についてのそういう取り組みができるような支援事業として立ち上げてございますので、そこら辺も御活用いただけたらありがたいということでございます。

浅川委員

ちょっと割れたような規格外の梨北米の米粉でうどんをつくったり、パイとか、これは余り私ほうまくなかったんですが、そういった米粉は全国的に結構はやっているんですけども、梨北米というのは食味ランキングにおいては何とかという部分でありますので、あの辺もちょっと力を入れてほしい。それと、高野委員のところもそうですけれども、標高1,000メートル以上でハナマメというのをつくっている。私どもの増富の須玉の奥の黒森だとか和田とか、私の住んでいる清里も標高1,000メートル以上ありますので、いいハナマメができるんです。生はかなり高いんですが、やはり昨年みたいだと小さいものだとか、そういうものが出るので規格外を加工して、何か地元で地産地消ということでブランド化していただきたいと思います。余りいろいろ言ってもしょうがないですが、その辺についての何か特段の力を入れるものがありましたら、御意見を聞いてやめたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

齋藤農業技術課長

今のハナマメの件もでございますけれども、それぞれ開発されたものにつきましてより以上の開発をする場面でのアドバイスですとか、できたものについては県内外の商談会ですとか、展示会に出品する機会も、この事業の中で用意をしてございますので、そんなところを通してながら販路の拡大にも御活用いただければありがたいと考えております。

浅川委員

せっかく長い質問をしたんだから、最後はやはり部長さんに総体的に締めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

松村農政部長

今、議員から3点御質問等をいただいたと思っております。まず担い手対策につきましては室長からの説明にもありましたとおり、4年後の新規就農者倍増を目標にしっかり取り組んでいこうと思っております。その中でも特に企業の参入は事業の展開の規模、また雇用を含めた波及効果といった点からも非常に魅力ある取り組みだと私たちも認識しております。耕作放棄地を初め部局をまたがる案件ではございますけれども、担い手対策室あるいは農村振興課に農地活用担当という、部局を超えて調整する体制を、本年度から農政部に整えていただいたことでもありますので、こら

の組織を中心に一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

6次産業化につきましては、明年度できるだけ早い時期に先生を中心に関係団体も輪に入っていていただいて、今後どのような加工品づくりを目指していくのか、組織といたしますか、チームを立ち上げて取り組んでいこうと思っております。その中で御指摘のありました規格に合わないものをいかに有効活用していくのかという点についても念頭に置きながら、どのような加工品が県が後押ししていく上で適当であるのかよく議論していきたいと思っております。

規格外品につきましては、果物の事例でいきますと完熟になったがゆえに、大変おいしいんですけども、なかなか市場には出せない。そういった点に着目して主婦の方々がもったいないという感覚で、ゼリーでございますとか、そのようなお菓子を開発して、大変海外でも高い評価を受けている、そういった山梨でのすぐれた事例もございます。そういったものも頭に入れながら、先ほど述べたプロジェクトチームの中でよく議論し、方向性を見出していきたいと考えております。私からは以上であります。

(鳥獣害防止対策総合実践事業費、笛吹川沿岸畑地かんがい事業推進対策費について)

土橋委員

一言だけちょっと私の感じたことを言わせていただきたいと思いますと思うんですが、実は去年愛知県の農業法人の視察に行ったときに、今の農家さんが何か道楽息子のようになり過ぎているという話を真剣に聞いてきました。例えばガソリンの値段が上がって大変だから補助金を出してくれ。いっぱいとれ過ぎてしまって土を掘って埋めなければならないから補助金を出してくれ。台風が来てこれだけ落ちてしまったから補助金を出してくれ。親に金がないのに「金を送れ、金を送れ」と言っている道楽息子と同じだなんていう話をさんざん聞かされてきました。

今の耕作放棄地の話、耕作放棄地が出てしまったから企業参入で「何とかしろ、しろ」という前に、耕作放棄地になった原因をもっとつぶしておく必要があるんじゃないかと思っております。例えば笑い話で言うと、優秀な子供を育てたら東大へ行ってしまった。帰ってこなくて百姓のやり手がいなくなってしまうから、もう年をとり過ぎてしまってできないという家もある。逆に12月の議会で、私、委員会で言わせてもらったと思うんですけども、一生懸命で米をつくった。ぼつぼつ収穫だというときにイノシシの家族が来て腹いっぱい食べて、その後、思いっきり運動会をして帰ってしまったから、一反で一粒の米もとれなかった。

1週間前、先週またその地域にイノシシが飛び出して大騒ぎをしました。私のところへ連絡が来たから市へ連絡をして、市の農政の人が飛んでいったらしいですけども、結局逃げられてしまってとれなかった。あの人がまたあそこで田植えをするかということを見ると、苦労しただけ損だということになってくると思うんです。だから、イノシシが来ないようにする対策を一生懸命でつくっておいてやらないと、これは市に任せてあるからという返事だったら、もうつくる気がなくなってしまうですね。それはイコール耕作放棄地をつくっているということです。

耕作放棄地を何とかしようじゃなくて、もっと簡単なことを言うと、33ページですか、92万円の予算で鳥獣害対策をやるんだというようなこと、もう一つあったのは44ページの水ですね。笛吹川の水の問題みたいなものも、例えば中道なんですけれども、中道橋のちょっと上に水門があります。河床が下がり過ぎてしまって昔つくった水門より、流れている水が1メータ

一も下を流れていて、ポンプアップしたくても水が通らない。そうすると、去年170万円とか農家さんが出して、あそこの近くの土建屋さんに、そっちに水が流れるように笛吹川の中に防波堤というか、堤防みたいなものをつくってもらった。そうすると、今度は国交省のほうで「そんなことをやられて、もし大雨でも来て大水でも出たときに困るじゃないか」と文句を言うてくる。だけど、そうやってそちらのほうへ水が流れてくるようにならないと米がつかれない。米がつかれないのに毎年百何十万円も出して、水が来るようにする作業を毎年しながら、今の米の値段からいったらばかばかしくて買ったほうが安いということになってくれば、またこれも耕作放棄地につながってってしまう。

例えば今言うガソリンの値段が上がったから助成金を出してくれと、半分安くなるようにやってくれという、そのソフトな面の問題があるんだけど、もっとハード面でイノシシが来てみんな食ってしまうからばかばかしくてやってられないんだったら、やはりそれは助成金とかじゃなくて、イノシシが来ないようにしてやる。例えば毎年これだけ金をかけてまで水を引いて米をつくっても、買ってしまったほうがもっとうまい米が安く買えるという話になってしまったら、水がないがために、お田植えですから水がなければできないんですけども、多分去年おおとしを調べてもらえばわかる。毎年170万円とか何とかというお金を全部、その人たちが出して水を引いているそうです。だから、そういうようなハード面で、そういうところを援助してやらないと、耕作放棄地はもっともっとふえていくと思う。もちろん年寄りだからという問題があると思うんですけども、年をとっていくということと、こんなことやっていたらえらいばかりだということ。

もう一つある。農林水産省って本当に必要なのかと思うような事例もいっぱいあると思うんです。いっぱいの人がそこへ勤めているから、その人の雇用のためにも必要かとも思うんですけども、例えばうちがまさにそうで、父が91歳でもう百姓を全くできないんですけども、つくる人がいない。もう何年もここをだれかに貸したい。借り手がいる。貸したいから農振を外してくれないかと、何年も何年も出しても農振が外れない。それでは、一生懸命でお百姓をやってきた父は、苦勞だけして何もないなど。例えばターミナルで借りたいというところがあったら、貸して例えば毎月10万円でも20万円でも入ってきたら、何か楽なことをさせてやれたのと思うけれども、5年も6年も毎年のように農振を外してもらいたくても外れなかったという事例があるんです。でも、もう、今、耕作放棄地です。だれか借りてくれれば、ただで貸してやると言っても、お役所は、私もできないからできないということなんだけれども、それを何とか守っていかなければならないのかという疑問も私はあります。

それが耕作放棄地だと言われてるところなのかなという疑問もあるということすべて含めていくと、もうちょっと農家さんに指導、勉強してもらおう。例えば農協さんの言いなりでやっているのと、最終的にはそういうふうな倍とれ過ぎてしまったときはぶちやらなければならないし、例えば農業法人へ行ったときに、ハクサイがいっぱいとれ過ぎてぶちやってしまう。おれはあんな絶対もったいないことはやらない。韓国へ行ってキムチをつくるベテランを二、三人連れてきてつくり方を教えて、1年じゅう食えるキムチをつくって安くみんなに提供すればぶちやらなくて済む。ちょっと乗せるだけでできるなんていうことを、その農業法人の社長さんは言っている。

その農業法人の人は米をいっぱいみんなから集めていたんだけど、ここへしまっておくんですよなんて、助成金でももらえばもっと立派なもの

あるけれども、一切助成金なしでやっている。利益も出している。今度は障害者を使って1万円、2万円、私はもっと出してやれる。使って水耕栽培をやっていきたくてかという話も聞いてきたんですけども、それをしながら、余りいい土地じゃないですよ、暑いし米をつくっても何にしても愛知県ですから。それでも黒字になっているという農業法人も視察させてもらってきました。だから、もう少し勉強してもらっていい方法に、委員会として役に立っていくのは、今言うイノシシを来ないようにしてやるとか、水だけは来るようにしてやるとか、そういうところがハード面の協力だと思いますけれども、どうでしょうか。

何かいろいろ言ってしまったから担当がどこかよくわからないんですけども。

渡辺(英)委員長 質問の要旨をまとめていただきたいんです。

土橋委員 では、例えば山つきの鳥獣害対策についてお願いします。

齋藤農業技術課長 鳥獣害対策の関係につきましては、今ハードとソフトの面で県と国で支援をしているという状況にあります。ハード面で、イノシシ、シカ、猿等についての防止さくを、農地と山つきの間に整備をするというふうな形での整備を、県でやっている場合もありますし、市町村でやっている場合もありますし、そういう形で取り組んでいるところです。今まで県として、また市町村として取り組んできた部分があって、さくをつくれればまた違うほうへ行って出てくるというようなことも実態としてありますし、そういう面からすれば、やはり県下全域の整備の全体の基本的な計画づくりが必要ではないかということで、年度内にできるだけ県内の全体の鳥獣害の防止さくの整備構想みたいなものを取りまとめることにいたしておりまして、それに基づいてできることから計画的に実施をしていくこととなっております。これは市町村の要望等も踏まえた上で、県全体の防止さくの整備構想みたいなものを整備していくような形が1点目でございます。

もう一つは、そういう広域的な防止さくが整備できないような山間地の農地については、やはり自主防衛的な取り組みにならざるを得ないのかなと思いますので、そういう面で市町村では捕獲おりをつくって、わな等の設置をしていながら、そういう銃の捕獲作業に取り組めるような形で、それも市町村の鳥獣害防止の対策協議会等が中心になって、そういうわなの購入ですとか、箱わなの購入というものも整備しておりますので、そういうところの活用もしていただければと思います。また、それぞれ小さい農地があって散在をしているというところにつきましては、農業技術センターで開発をいたしました簡易的な防止さく等も改良したものができておりまして、安価で非常に設置もしやすいような改良型というふうなものもございまして、小面積の部分でございましたらそういうようなものについて、自主防衛という形になろうかと思っておりますけれども、そういうものも活用していただければ、被害が低減できるのではないかと考えているところでございます。

土橋委員 水についてはどうでしょうか。

有賀耕地課長 ただいま委員から質問がございました中道橋の上のところの水がとれないという話でございしますが、笛吹川から水を取水している用水路が県内に何カ所かございます。笛吹川につきましては河床低下が進んで、取水が非常に

難しいというところが幾つか私ども聞いてございます。これにつきましては、先ほど地元の皆さんがやっておられるように、川の中へ重機を入れて、導水堤というんですか、導水するためのそういった努力はされている組織もございます。もしそれでも非常に難しいということになれば、何かしら河川に構造物を入れてポンプにするのか、水をとるための堰堤みたいものをつくるといったことを検討していかなければならないと思いますので、その辺につきましては、ちょっと私その細かい状況については承知してございませんが、早速、要望等を踏まえながら対策を考えてまいりたいと思います。

(有機農業支援事業費について)

進藤副委員長

農業技術課へお願いします。農33ページにございます有機農業支援事業費、147万円の取り組みについて、3つの事業が載っておりますが、その内容の説明をお願いいたします。

齋藤農業技術課長

有機農業支援事業費でございますけれども、1つ目の有機農業推進事業費につきましては、県下全体で有機農業の推進大会ですとか、そういう有機農業に対する啓発活動を中心に指導をしております。

2番目の有機農業技術普及実証事業費でございますけれども、これについては、有機農業に向けての防除ですとか、栽培技術については非常にまだ未確立の部分が多いものですから、そういう技術実証を県内3カ所で行いながら、有機農業をやっている皆さん方の参考にしていただくという形で取り組んでいるところでございます。

3つ目の有機農業普及支援事業費補助金につきましては、有機農産物をつくりましても売り方が非常に難しいということが、つくられている方の課題としてあります。そういう面でそういう販売の方法についてのPR用のパンフレットですとか、デコレーション用の物品ですとか、そういうようなところを含めて有機農業の啓発といいますか、PRをしたり販売促進になるような取り組みをしている団体、有機農産物を栽培している団体、3団体に対して助成をしているという形でございます。

進藤副委員長

3カ所研究しているところがあるということなんですが、3団体の名前を教えてください。

齋藤農業技術課長

現在、確定はしてございませんけれども、23年度に予定をしているのは有機農業の技術実証の部分につきましては、境川地区、市川三郷地区、中央市というようなところで計画を予定いたしているところでございます。支援団体の3団体については、今、現状の中では内諾をとっておりませんので、ここで発表するというふうなことにはなりませんけれども、希望を取りまとめた上で23年度支援してまいりたいと考えております。

進藤副委員長

有機農業ということはよく私の町でも、町のほうから来た方がもう20年近くやっております、今でも農地を借りてやっております。すばらしいないつも通って眺めながら、その方は売るところがもうある程度都会のほうへ決まっています、なかなかよくやっている様子が見られています。私もあこがれていますし、いわゆる加工品をつくって売るということも、あるいは、消費者が物を買って食べてやはりおいしいのは、つくった農産物がおいしい、そもそも素材がおいしいと料理しても、非常においしいものができるということは実感しております。有機農業をやりたい

という声はあるんですが、いろんな回りの農家の方に聞いても、本当にまだまだそのやり方を知らない人がいっぱいです。ですから、県のほうでも普及していきたいというお考えで、予算も盛ってらっしゃるんじゃないかと思うんですが、ぜひ有機農法を……。いわゆる有機農法というのは簡単に言って、どんなふうにもその団体がやり始めているのか、お聞かせ願いたいと思います。

齋藤農業技術課長 県内で約80ヘクタールぐらい、実際に有機農業に取り組んでおられる方がいられるということでございます。そういう面で、今、有機農業に取り組んでいる方々が、山梨有機農業連絡会というような会をつくりまして、有機農業をやっている人たちの情報交換ですとか、そういう取り組みについて一緒にやっという形で、協力しながらネットワークを組んでやっていきたいというふうな形で、取り組んでいるのが今の現状でございます。

進藤副委員長 有機農法が進んでいくと、昔の人たちが山へ行って木をはいてきて、畑へも入れたりして、堆肥もつくったりしてやっていくという農業が実践されていけば、今、畑をつくっている人がいろんな病気が野菜にも出てきて困るというような状態があるんですが、そういう何か有機農法でやっている人は余り農薬を使わなくて、できるんだよというふうな話も聞いていますので、荒れ地というか、山の手入れもするようになるし、木の葉とかいろんな有機質があると思いますが、そういうものを活用していくことによって、農産物もおいしいものができる。したがって、有機野菜ですよと、皆さん喜んで買ってくれるようなイメージもありますので、ぜひそれには力を入れてやっていただきたいと希望いたします。ありがとうございました。

(植物防疫費について)

高野委員 今年度はヨーロッパ系の大型品種のブドウと、特に甲州種のベト病等が多発をして、どのくらいの被害面積とか、そうではなくて非常に精神的なダメージを受けた農家が非常に多かったという感じがいたしております。この防疫の予算がここにあるんですけれども、防除については山梨県ではどこどこで考えて、どういう防除をすればいいのかという相談をされているんですか。

齋藤農業技術課長 病虫害防除の基本的な技術につきましては、試験場の技術開発を受けて、普及センター並びに農務事務所にあります地域普及センターの担当と、それぞれ作物ごとに議論をいたしまして、防除技術の確立というんですか、体系づくりに努めているところでございます。

高野委員 今、何て言ったの、技術センターって言ったの？

齋藤農業技術課長 防除の技術につきましては、それぞれ試験場の中での、果樹であれば果樹試験場……。

高野委員 ちゃんと正確に言ってくれよ、例えば総合農業技術センターとか。

齋藤農業技術課長 果樹の防除技術につきましては果樹試験場、野菜作物等の防除技術につ

きましては総合農業技術センターが中心となって防除体系を策定しております。

高野委員 　では、峡東地域は主に果樹になるから、果樹試験場でその研究をしながら、各農務事務所の改良センターに情報を流しているというやり方？

齋藤農業技術課長 　基本的には防除技術につきましては、特段、防除技術体系というものがありますので、特殊な部分が出た場合については、農業技術普及部から各普及センターに注意予報みたいなもの、また、技術情報として提供するというふうな形で指導をしているところでございます。

高野委員 　今言った技術普及部というのもよくわからないんだけど、それは普及センターにあるわけ？

齋藤農業技術課長 　総合農業技術センター及び果樹試験場に技術普及部というふうな形で、果樹試験場については果樹技術普及部、総合農業技術センターの普及部につきましては、野菜・花き・作物という担当がございます。

高野委員 　では、普及部まではわかったけれども、その後の流れは？

齋藤農業技術課長 　基本的に技術対策については、技術普及部を通して各農務事務所の中にあります地域の普及センターの中のそれぞれの担当の普及員のほうに情報として提供し、それをもとに各JAですとか、農業団体というところに指導に入るといふふうな形になっております。

高野委員 　今、農協とほかの団体というふうな話をしたんだけど、実際問題が今年度のベト病というのはその情報がおくれたために、一番被害が出たと言われているんだけど、では、みんなが防疫体制をつくると、例えば雨が十日も降ってしまったと、例えばもう30日も雨が降らなかったと、こういうときの情報というのは大体どういう流れで、どのぐらいの時間がかかっていくわけ？

齋藤農業技術課長 　そういう気象状況に応じた対応ですとか、病害虫の発生状況という部分に応じて、二次対策というようなところにつきましては、農業技術課が窓口となりまして、それぞれの技術普及部等から提出された技術対策を、各地域普及センターに技術情報を伝達し、それをもとにJAとか農業団体というふうな形で、即日の段階で現地への対応という形にはしております。

高野委員 　少なくともフルーツ山梨の各支所には、いろんな防疫体制の指導書というか、そういうものが置いてあるんだよね。思うに例えば皆さん方の試験場でいろいろな情報が出た後、あの紙が出るまで結構時間がかかるんじゃないかと。だから、農家の意見としては、これはベト病対策に効く薬だからといって、ベト病対策に効く薬を買ったと。その薬が例えば10日たって来たと。農協から軽に2人乗って、このぐらいの小さい薬を届けてきたと。それをしてみたら、すぐその後、農協から来た防除の資料の中には、その薬はベト病には効きませんというような紙が来ていると。だから、今大切にしなきゃならない時間をどういふふうクリアしていくのか。あくまでも農政部は農政部として研究しました、防除はこういうふうにしたほ

うがいです。さあ、それを試験場から農務事務所に流しました。農務事務所も、今度はそこから農協の営農へ流しましたと。そういう話し合いがどの程度どういうふうに行っているか知らないけれども、そこで農協の営農の人たちはその話を聞いて今度は資料をつくると。資料をつくって各支所へ置いていくまでなんていうのは半端じゃない時間だと思うんだよ。だから、そののところが何とかクリアしないと、例えば試験場と普及の技師はどういう連携になっているの？

齋藤農業技術課長 同じ建物の中にそれぞれ専門担当がおりますので、技術普及部と試験研究というふうなところは、連携がリアルタイムでできると思いますが、また、技術資料が各農務事務所に置いてあります地域普及センターに行くには、今、IT管理でデータ送信をいたしますので、即日対応ができるということになりますが、それ以降については現地へ出向いての対応ということになりますので、そこにはタイムラグが出てくるというふうな実態になっております。

高野委員 では、今の答えとしては、時間かかるということを行っているということだな。話の途中で農務事務所の普及改良へという話を先ほどしたと思ったら、今度はあくまでも試験場の中の普及の話、普及が2カ所あるからよくわからないんだけど、一般の人はもっとわからないからね。前知事の時代に、普及改良センターはつぶした、なくなった。でも、おれらも努力をして再構築をしてもらった。ところがなくなった時点の情報がもう地域全体へ流れているから、そこが再構築されたという話がなかなか地域で理解されてないんだな。だから、今、例えば地域の人が困ったときにはどこへ行ったらいいかといって、行くところないな、前は普及改良センターという看板がかかってしっかりあったんだけど、そこへ行けばいいけれども、そこへ電話すればいいけれども、今それもあるのかないのかわからないというのが今の現状なんだよ。皆さんどう思っているか知らないけれども、地域の現状はそう。

だけど、どこで研究をして、どこで情報を流して、どこで動いていると。あなたが言った果樹試験場内にある部分においては確かに同じところにあるからだけでも、先ほど言ったのは農務事務所の普及のと言ったから、では、そののところでタイムラグがどう出ちゃうのと。そうしたら、あなたはこちらのほうばかり言って、こちらは言わない。それはちょっとおかしいねと。そうすると、なおさらそこから農協の営農に対しての説明はどこどこですか。

齋藤農業技術課長 地域の普及センターということで、農務事務所の普及センターが地域のJA並びにそういう農業団体との対応に当たっているということでありませう。

高野委員 そこから農協の営農へ行って、あの資料の紙は県でつくった紙なのか、営農でつくった紙なのか、よく支所に置いてあるじゃない。

齋藤農業技術課長 基本的には私どものつくった技術対策がそのまま流れていくというのが現実的に多いんですけども、中にはそれぞれの地域で若干加工したもので流していくというふうな事例もあるように聞いています。

高野委員

どちらでも先ほどのペト病にきくからといって消毒したら、後で来た資料にはその薬はペト病にはきかなかったなんて、がっかりしたという話も結構あるんだけど、なるべく早く情報の伝達をする。この前ある甲州市の人が私に言うのに、インターネット上で山梨県の農政部で確かによくわからないものが出ている。だけど、あれを丁寧に行っている長野県とか岡山県では、ずっと出ている。字の大きさが3倍ぐらい違うんだ、読みやすいよ。ああいうものも流しておいて、例えばタイムラグがなくなるようなことを考えていくんじゃないけれども、流すときはあくまでも何となくよくわからないような部分で書いてあったりすると、その辺の改善というのはどうにかならないのか。

齋藤農業技術課長

委員御指摘のとおり、今までの技術対策情報というのは、リアルタイムで流すようには努力しているつもりなんですけれども、そういう面ではタイムラグが出ているのは実態としてございます。そういう面で、今、委員の言われたように、ホームページみたいなものを活用していきながら、リアルタイムで情報が流れる、また時期に応じたとか、気象条件に応じた情報についても、ホームページでの掲載等もあわせて、今までの体制といえますか、そういうものにあわせてホームページでの掲載等も含めて、具体的に農家の人たちがリアルタイムで見られるような状況を、来年度からは改善をしてみたいと考えております。

高野委員

改善をしてみたいというのは、来年度からやってくれるということか。

齋藤農業技術課長

来年度と言わず、今年度早いうちにできるだけ取り組んでみたいと考えています。

高野委員

年度のことを今も言っていたけれども、実際は、中の情報の交換だと思うんだよね。最後まで出ていくのも中の情報の交換だから、その中の情報の交換をやはりインターネットかなんかで一般に見えるように。少なくとも営農から指導を受けてやる人たちというのは変な話だけれども、農業の全体、果樹をつくっている人の真ん中のランクから下だと思う。この上は自分が買い手を見つけて努力をしているから、まごまごすると試験場の皆さん方より、もっと高度の部分があるんじゃないかと私は思っているんです。少なくとも2割は試験場よりも高度だ。その次の3割がほとんど試験場と同じくらい。しかしこちらは研究専門だからもうちょっと上かなという気はするんだけど、防除歴なり何なりが実際出てきて、それに従う人たちは半分からほぼ下じゃないかな。

だけど、先ほど遊休農地大型化というふうな話もあったけれども、では、大型化であれば地域の50年、60年農業してきた人はもう要らないのかという話にもなるから、このやはり下の人たちをしっかりと守れるような農政部体制、農協体制。農政部へ入る人の試験と農協へ入る人の試験は、点数が20点ぐらい違うと言われていた。だから、やはり上の能力のある人が、もうちょっと下の能力の足りない人たちに、プラスをかけてやれるような農業体制をつくっていかないと、では、先ほど言ったように大型がどんどん来たら一般の人は要らないのかと。だけど、一般の人がこれまで山梨県の農業、特に峡東の果樹農業を守ってきたんだから、その人たちのために農政部は働いてもらわなければ困ると思っています。その点について

何かあったら。終わります。

齋藤農業技術課長 委員の御指摘のとおり、体系的な指導が迅速にできるように、今後努めてまいりたいと思っておりますし、また日ごろ農協だとか、そういうところに接触のない新規参入の人ですとか、新規就農で技術がまだ未熟な人たちについても、防除技術ばかりでなくて栽培技術等についても、その時々タイムリーな情報をホームページ等に掲載しながら、情報が提供できるような体制を今後とも努めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りと思います。

高野委員 はい、結構です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第21号 平成23年度山梨県農業改良資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第34号 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第22-10号 TPPの参加に反対することについて

意見

土屋委員 委員長から継続審査案件の取り扱いについて提案をされたわけですが、ちょうど22年度の年度末ということでもあり、結論を出さなければいけないと思ひまして、この請願については採否を留保するという方法で処理してもらいたいと思ひます。

討論 なし

採決 全員一致で採否留保すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(委員会室の入り口ドアについて)

高野委員

別に農政に対しての質問じゃないんですけども、そのドアが行ったり、来たりするたびに、振り返らなきゃならないような音がしますから、ここは農政商工観光の委員会室ですから、農政の総務課長かな、よく削るなり何なりして、音がしないようになるべくしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

主な質疑等 企業局関係

※第29号 平成23年度山梨県営電気事業会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第30号 平成23年度山梨県営温泉事業会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第31号 平成23年度山梨県営地域振興事業会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 なし

その他 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に一任された。

以 上

農政商工観光委員長 渡辺 英機